制定:平成24年3月30日23漁管第7557号

一部改正:平成24年11月30日24漁管第5391号

一部改正:平成26年3月31日25漁管第6840号

一部改正:平成29年3月27日28漁管第6073号

一部改正:令和2年3月25日1漁管第1482号

一部改正:令和3年3月31日2漁管第5565号

一部改正:令和6年5月9日6漁管第 135号

福岡県沿岸漁業改善資金事務取扱要領

第1 目的

沿岸漁業改善資金の貸付けに係る事務の取扱いについては、沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年 法律第25号。以下「法」という。)、沿岸漁業改善資金助成法施行令(昭和54年政令第124号。以 下「令」という。)及び沿岸漁業改善資金助成法施行規則(昭和54年農林水産省令第22号)並びに 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号。以下 「農商工等連携促進法」という。)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関 する法律施行令(平成20年政令第234号)及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の 促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置 等を定める省令(平成20年農林水産省令第48号)並びに農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料 としての利用の促進に関する法律(平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」とい う。)、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令(平成 20年政令第296号)及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法 律施行規則(平成20年農林水産省・経済産業省・環境省令第1号)並びに地域資源を活用した農林 漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67 号。以下「六次産業化法」という。)、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及 び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令(平成23年政令第15号)、地域資源を活用した 農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則(平成 23年農林水産省令第7号) 並びに沿岸漁業改善資金助成法施行令第2条の表第5号の農林水産大臣 が定める基準等(令和4年3月農林水産省告示第535号)及び中小企業者と農林漁業者との連携に よる事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援 するための措置等を定める省令第4条第5号の農林水産大臣が定める基準等(令和4年3月農林水 産省告示第536号)並びに環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動 の促進等に関する法律(令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。)、環境 と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行令 (令和4年政令第229号)及び環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業 活動の促進等に関する法律施行規則(令和4年農林水産省令第42号)並びに福岡県財務規則(昭和 39年福岡県規則第23号。以下「財務規則」という。)、福岡県沿岸漁業改善資金償還金等徴収規則 (昭和55年福岡県規則第2号。以下「徴収規則」という。)、福岡県沿岸漁業改善資金貸付規程 (昭和55年1月福岡県告示第111号。以下「貸付規程」という。)及び福岡県沿岸漁業改善資金貸 付基準(昭和55年1月福岡県告示第112号。以下「貸付基準」という。)並びに「沿岸漁業改善資 金助成法の施行について」(昭和54年4月27日農林水産事務次官通知54水研第613号)及び「沿岸 漁業改善資金制度の運営について」(平成17年3月30日水産庁長官通知16水推第1032号)その他関 係通知の定めるところによるほか、この要領の定めるところによる。

第2 借入希望調査

県は、漁業協同組合(以下「漁協」という。)等に対し、翌年度の借入希望の有無については毎年2月末日までに、当該年度の追加の借入希望の有無については毎年7月10日までに、沿岸漁業改善資金借入希望調査書(別記様式第1号)により提出させるものとする。

第3 貸付手続

1 事前ヒアリング

県は、借入希望があった場合は、当該借入希望者の営む、又は営もうとする漁業の状況、本資金の借入後の償還の見込み、保証人又は担保の確保の見込み等に関し、次のとおり事前ヒアリングを 実施するものとする。

- (1) 事前ヒアリングは、漁協の担当職員に対し実施するものとする。ただし、漁業経営開始資金の借入希望にあっては、当該借入希望者及びその所属する漁協(その加入の見込みのある漁協を含む。) の担当職員に対し実施するものとする。
- (2) 事前ヒアリングは、原則として、本庁の担当職員、専門技術指導員及び水産業普及指導員並びに該当地区の水産業普及指導員により実施するものとする。ただし、漁業経営開始資金に係るものを除き、必要に応じて人員を減じることができる。
- (3) 本資金は、水産業普及指導活動との密接な関連の下に必要な資金を供給する制度であることを 念頭に、事前ヒアリング担当者は、本資金を活用したことによる借入希望者の漁業経営等の改善 の見込みや償還を踏まえた収支計画の妥当性のみならず、その意欲、能力、遵法精神等の有無も 含め総合的に聴取するよう努めるものとする。
- 2 貸付資格の認定申請及び貸付申請
- (1)借入希望者は、貸付規程第5条に規定する貸付資格認定申請書(以下「認定申請書」という。)、経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画(申請者が農商工等連携促進法第14条に定める特例の適用を受ける場合には同法第5条第3項に規定する認定農商工等連携事業計画、農林漁業バイオ燃料法第10条に定める特例の適用を受ける場合には同法第5条第2項に規定する認定生産製造連携事業計画、六次産業化法第11条に定める特例の適用を受ける場合には同法第6条第3項に規定する認定総合化事業計画、みどりの食料システム法第25条第1項に定める特例の適用を受ける場合には同法第20条第3項に規定する認定環境負荷低減事業活動実施計画又は同法第22条第3項に規定する認定特定環境負荷低減事業活動実施計画という。)及び貸付規程第6条に規定する貸付申請書に次の書類を添えて、正本及び写し1部を漁協に提出するものとする。
 - ア 貸付対象事業に係る見積書(品目が確認できるもの)
 - イ 貸付対象機器の仕様が確認できる書類(カタログ等)
 - ウ 自己資金が確認できる残高証明書
 - エ 過去2年間の漁業収入・所得が確認できる書類(確定申告書等)
 - オ 市町村の発行する納税証明書
 - カ 本資金以外の借入金の償還の状況が分かる書類 (別に借入金がある場合)
 - キ 保証人の収入・所得が確認できる書類(市町村の発行する所得証明書、確定申告書等)
 - ク 担保物件の概況が分かる書類(貸付対象機器以外を担保に供する場合)
 - ケ 契約書(契約を締結している場合)
 - コ その他必要と認める書類
- (2) (1) に規定する書類を受理した漁協は、当該申請に係る意見書(別記様式第2号)を付し、 正本及び写し1部を貸付基準第4に規定する期日までに県に提出するものとする。
- (3)借入希望者が漁協に(1)に規定する書類を提出することができないと認められるときは、県に直接提出するものとする。

- (4)貸付申請をできる額は、貸付対象事業費の範囲内において、貸付規程第2条別表1に規定する 限度額までとし、万円単位未満を切り捨てた額とする。
- (5)貸付申請者が多く、貸付要件に合致する者すべてに貸付けを行うことができないと見込まれる場合は、別に定める基準により、あらかじめ貸付けを行う優先順位を付した上、運営協議会の意見を求めるものとする。
- 3 県警察本部に対する照会
- (1) 県は、貸付申請書を受理したときは、直ちに「福岡県が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書」第4条の規定に基づき、借入希望者(法人にあってはその役員)が貸付規程第4条第3項各号に掲げるものに該当していないか、県警察本部に照会を行うものとする。
- (2) 照会の結果、借入希望者が暴力団員等に該当すると判明した場合、県は、貸付けを行わない旨 の決定を行うものとする。

4 運営協議会

- (1) 運営協議会は、その委員の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。
- (2) 運営協議会に貸付資格の認定及び貸付けについての適否に関する意見を求める際には、県は、 運営協議会が当該貸付資格の認定及び貸付けに係る意見を行うために、当該認定申請書及び貸付 申請書のほか必要な資料を提供しなければならない。
- (3) 運営協議会に提供した資料のうち、個人情報が記載された一連の書類については、運営協議会 終了後その場で速やかに回収するものとする。
- 5 保証人及び担保の取扱い
- (1)貸付規程第8条第2項により別に定める連帯保証人の数は、貸付金額及び資金の種類に応じ、 次の表のとおりとする。

貸 付 金 額	漁業経営開始資金	漁業経営開始資金以外の資金
200万円未満	9 1 11 1	1人以上
200万円以上	2人以上	2人以上

- (2) 連帯保証人の資格は次によるものとする。
 - P 第3の2の(1)のキにより徴収した書類等により、保証に必要な資力があると認められること。
 - イ 保証意思宣明公正証書(貸付基準第4に規定する貸付決定期日の前1か月以内に作成された ものに限る。)により、保証の意思があると認められること。
 - ウ 年齢について、最終償還時に70歳を超えないこと。なお、最終償還時に70歳を超える場合は、 当該連帯保証人の後継者、相続人その他債権の保全を図るために相応と認められる者を連帯保 証人に追加又は変更させる必要があること。
 - エ 県内に住居を有すること。ただし、次表に掲げる地域はこれを県内とみなすこと。

県内とみな す地域 佐賀市、唐津市(浜玉町及び七山に限る。)、鳥栖市、神埼市、三養基郡、神埼郡、下関市(菊川町、豊浦町、豊田町及び豊北町を除く。)、中津市(山国町を除く。)、宇佐市(安心院町及び院内町を除く。)、日田市(天瀬町、大山町、上津江町、中津江村及び前津江町を除く。)、荒尾市、山鹿市及び玉名郡(南関町及び和泉町に限る。)

- オ 自らが沿岸漁業改善資金の償還期間中でないこと。
- カ 他の制度資金その他借入金を借り入れている場合において、当該借入金につき延滞をしていないこと。
- キ 既に他に連帯保証人となっている場合において、その保証する債務が延滞していないこと。
- (3) 借受者は、連帯保証人になろうとする者すべてについて、上記(2) のイに規定する保証意 思宣明公正証書を貸付基準第4に規定する貸付決定期日までに県に提出するものとする。
- (4)物的担保の提供については、上記(1)に記載された連帯保証人の数が2人以上の場合で、連

帯保証人の確保が困難であり、かつ、当該貸付金額を2で除した金額を、当該担保の価値が上回る場合に限り認めるものとする。この場合において、物的担保に代えることのできる連帯保証人の数は、原則として1人のみとし、その取扱いは概ね次のとおりとする。

- ア 徴収する担保物件は、原則として当該貸付けにより設置した機器、設備等とする。
- イ 貸付けにより漁船を取得した場合は、当該漁船に譲渡担保を設定し、かつ、当該漁船の漁船 保険金請求権に質権を設定するものとする。
- ウ 貸付けにより設置した機器、設備等が漁船以外の場合は、当該貸付対象機器に譲渡担保を設定し、かつ、漁船保険、損害保険、漁業共済等の保険金等請求権のいずれか又はすべてに質権 を設定するものとする。
- エ 上記ア、イ又はウによるほか、不動産(土地又は保険に付した建物に限る。)又は換金が確 実な有価証券を担保に提供させることができる。この場合において、担保として提供すること のできる不動産は、居住用以外のものとする。
- (5) 提供させるべき担保物件の種類、設定すべき担保物権等の種類及び担保の価値の評価基準は、 次の表のとおりとする。

担保物件の種類	担保物権等	担保の価値の評価基準
当該貸付けにより設置した 機器、設備等	譲渡担保	当該物件の時価の10分の7に相当する額
国債及び地方債	質権	国債等の額面金額(証券が発行されていない場合は、登録金額) ただし、割引の方法によって発行された国債等で、担保として提供する日から5年以内に償還期限の到来しないものは、当該国債等の発行価額と額面金額との差額を発行の日から償還の日までの年数(1年未満の端数は切捨てる。)をもって除して得た金額に、発行の日から担保として提供するまでの年数(1年未満の端数は切捨てる。)に4を加えた数を乗じて算出した金額をその発行価額に加算した金額
確実と認められる社債その 他の有価証券	質権	その額面金額又は登録金額(発行価格が額面 金額又は登録金額と異なるときは当該発行価 格)の10分の8に相当する額
土地又は保険に付した建物	抵当権	当該物件の時価の10分の7に相当する額
漁船保険又は漁業共済の保 険金等請求権	質権	_

- (注) 時価については、不動産にあっては、不動産鑑定により算出された額とするが、これにより難いときは、近隣の売買実績や固定資産税評価額を基に算出した額とする。 動産にあっては、取得価格から定率法による減価償却額を控除した額とする。
- (6) 担保物権等の設定、履行、消滅等において必要な費用は、すべて借受者に負担させるものとする
- (7)物的担保を提供しようとするものは、貸付規程第9条に規定する借用証書のほか、その設定する担保物権の種類に応じ、当該担保の提供に係る契約を行うものとし、必要な事項は別に定める。
- 6 補助残融資及び協調融資の取扱い

国庫補助事業及び県費補助事業の補助残融資として本資金を使用することは、原則として認めないこととする。漁業近代化資金等他の制度資金との協調融資も同様とする。ただし、工事契約上及び工事施工上で両者を明確に分離でき、かつ、両事業における各資金の使途を明確に区分できる場合はこの限りでない。

7 中古品の取扱い

本資金の貸付対象となる機器等は、原則として新品のみとする。

ただし、以下の条件を満たす場合に限り、中古船及び中古機関を貸付対象とすることとする。この場合において、償還期間(据置期間を含む)は、貸付規程第2条別表1に規定する範囲内で、当該中古船の耐用年数及び中古機関の稼働見込期間を限度に定めるものとする。

- (1) 中古船(漁業経営開始資金)
 - ア 耐用年数証明書の添付があること。
 - イ 購入価格が妥当な価格であると認められること。
- (2) 中古機関(燃料油消費節減機器等設置資金のうち漁船用環境高度対応機関)
 - ア 正規の販売店の取扱いに係るものであること。
 - イ 正規販売店の稼働証明により、償還期間中の稼働が見込まれるものであること。
 - ウ 貸付額が零細とならないこと。

第4 貸付資格の認定及び貸付けの決定

県は、貸付資格の認定及び貸付決定を行ったときは、貸付基準第4に規定する期日において次のとおり処理するものとする。

(1)貸付資格の認定を行ったときは、貸付規程第7条第3項の規定によるほか、信漁連、漁協及び 当該地区の水産業普及指導室に通知するものとする。

なお、貸付規程第11条の規定により貸付資格の認定を取り消した場合も同様とする。

(2)貸付決定を行ったときは、貸付規程第7条第3項の規定によるほか、漁協及び当該地区の水産業普及指導室に通知するものとする。

なお、貸付規程第12条の規定により貸付けの決定を取り消した場合も同様とする。

- (3) 県は、貸付決定の通知を行うときは、借用証書の提出期日及び資金の交付の日を定めるものとする。
- (4)借用証書の提出期日は、資金の交付に係る手続に要する期間を参酌して定めるものとし、資金の交付の日は、原則として当該貸付決定を行った月の末日とする。
- (5)貸付決定の通知を受けたものは、当該通知書に記載された期日までに貸付規程第9条に規定する借用証書に、口座振込願(別記様式第3号)を添付して提出するものとする。
- (6) 県は、借用証書が誤りなく到達したことを確認した後、貸付決定通知書に記載した資金の交付の日に、信漁連に一括して貸付資金を送付するものとし、信漁連は、当該借入者の開設した信漁連の各口座に当該資金を即日振り込むものとする。
- (7) 担保権設定契約書を取り交わした場合は、借用証書とともに償還が完了するまで適切に保管するものとする。

第5 事業の着工

1 着工時期

事業の着工は、原則として資金の交付を受けてから行うものとする。ただし、第3の1による 事前ヒアリングの際に、漁期や工期等の関係により、資金の交付の前に事業を開始したい旨の申出 があった場合は、貸付申請書にその理由を示した書面を添付させた上、貸付決定通知のあった日か ら着工を認めるものとする。

2 事前着工

- (1) 上記1によらず、貸付決定通知の日より以前に事業を開始する必要がある場合は、事前着工 承認願(別記様式第4号)に次の書類を添付して、知事の承認を得なければならない。この場 合において、審査の結果、着工の後に貸付けを行わない決定をした場合は、当該事業に要した 経費はすべて貸付申請者の責において負担するものとする。
 - ア 事前着工を要する理由を記載した書面
 - イ 所属する漁協の証明書
 - ウ アの理由について証することが可能な書面
- (2) 県は、事前着工承認願を受理したときは、その可否を審査し、承認した場合は、貸付申請者、信漁連、漁協及び該当地区の水産業普及指導室にその旨を通知するものとする。
- 3 経費の支払方法

事業の実施に係る経費の支払は、やむを得ない場合を除き口座振替の方法により行うよう指導するものとする。

第6 債権の管理

- 1 県は、信漁連と締結した「沿岸漁業改善資金事務委託契約書」に基づき、債権の保全及び取立て 並びに公金の取扱いの事務について、次の点に留意の上事務を行うものとする。
- (1) 貸付金の交付及び償還は、信漁連を経由して行うこと。
- (2) 信漁連が借受者から償還金等の納入を受けた場合は、その納入の日から4営業日以内に県に払い込ませることとし、これを経過した場合は、県の指定金融機関の通知預金の店頭基準金利により算出した遅延利息を信漁連から徴収すること。
- (3) 事務委託手数料については、信漁連の請求に基づき、毎年度4月30日までに支払うこと。 また、延滞中の貸付金であって償還期日到来後6か月を経過したものにつき、その延滞額の全 部又は一部の払込があった場合は、信漁連の請求に基づき、その払込額に対し契約で定めた割合 で計算した延滞取立奨励金を、毎四半期ごとにその終期から30日以内に支払うこと。
- (4) 事務委託手数料及び延滞取立奨励金の支払が遅延した場合、県は信漁連に対し、その支払期限の翌日から支払をなす日までの期間について過怠金を支払うものとし、その割合は、福岡県財務規則(昭和39年福岡県規則第23号)による遅延利息を参考に、毎年度、契約により定めるものとする。
- 2 県は、信漁連が、「沿岸漁業改善資金事務委託契約書」に基づき適正にこの事務を処理するよう、 次のとおり必要な指導を行うものとする。
- (1)貸付金に係る債権の保全に善良な管理者の注意をもって当該事務に当たらせることとし、借受者ごとの貸付額、償還時期及び償還金額を明らかにした帳簿を作成させること。
- (2) 借受者に対する納入通知書の送付にあっては、当該償還期日の20日前までに行わせること。
- (3) 信漁連が、この事務に関し、調査料その他いかなる名義をもっても、借受者から費用を徴収してはならないこと。
- (4) 四半期ごとに月別の貸付状況、償還状況、貸付残高及び延滞等の状況を明らかにした報告書を作成させ、当該四半期の属する最後の月の翌月10日までに県に提出させること。
- (5) 県に対し、貸付金の期限前償還又は保証人等の追加若しくは交替を借受者に対し要求すべきものについて、適時申し出るべき旨留意させるほか、必要な報告を適切に行わせること。
- 3 県は、財務規則第280条第1項の規定による債権管理簿を備え置くほか、信漁連の行う債権の保 全と齟齬が生じないよう、債権の管理に必要かつ適切な措置を講じるものとする。

第7 償還

1 償還の方法等

本資金の償還方法は、年1回の均等年賦支払の方法(償還期間が1年以内のものは一時払の方

法)によるものとし、1回当たりの償還額に千円未満の端数が生じるときは、第1回償還に含める ものとする。

2 定期償還の時期

定期の償還は、次表のとおり行うこととし、当該日が信漁連の営業日でない場合は翌営業日に支払わせるものとする。

資金の交付を受けた日	定期償還日
7月末日	資金の交付を受けた年の翌期以降の毎年7月20日
11月末日	資金の交付を受けた年の翌期以降の毎年11月20日
2月末日	資金の交付を受けた年の翌期以降の毎年2月20日

(注) 据置期間がある場合は、当該期間経過後の日

3 繰上償還の取扱い

繰上償還は随時行うことができるものとし、繰上償還を受けた場合は最終償還分から順次差し引くものとする。

4 支払猶予の限度等

法第10条に基づく支払猶予を行う場合は、原則として1年ずつ猶予するものとし、その手続は、貸付規程第14条及び第15条によるほか、財務規則第278条第3項の規定(履行延期の特約)によることとする。

5 償還遅延

- (1) 信漁連は、支払期日までに償還がなされない場合、徴収規則第6条の規定に基づき、その期日から20日以内に督促状を発付するものとする。この場合において、督促状に記載する納付の指定期限は、財務規則第270条の規定により、その発行の日から起算して10日を経過した日とし、当該借受者及び連帯保証人の双方に督促するものとする。
- (2) 当初の支払期日を過ぎてもなお償還がなされない場合には、信漁連は、当該事情につき直ちに 調査の上、その結果を県に遅滞なく報告するものとする。
- (3) 県は、償還がなされない事由につき、法第10条に規定する支払猶予の事由に該当すると認められる場合は、支払猶予の申請を行うよう当該借受者に対し直ちに指導するものとするほか、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第171条の5及び財務規則第277条の規定に基づく徴収停止の事由に該当する場合は、当該手続を速やかに行うものとする。
- (4) 県は、支払猶予及び徴収停止のいずれの事由にも該当しないと判断した場合は、信漁連及び漁協と連携して、遅滞なく当該借受者及び連帯保証人との面談を行い、当事者に対し、制度の趣旨に関する理解を得るよう努め、速やかな償還の履行を求めるものとする。
- (5) 面談等を通じても償還がなされない場合は、県は、当該借受人の情状を酌量の上、その債権の 全部又は一部につき法第9条に基づく期限前償還の措置を講じるものとする。
- (6) 期限前償還を命じてもなお償還がなされない場合は、再度督促を行った上、(1)の督促から 概ね1年以内に地方自治法施行令第171条の2に基づく強制執行の手続を行わなければならない。この場合において、連帯保証人に対し財務規則第273条の規定による保証債務履行請求書により 納付書を添えて請求するとともに、担保物件の提供を受けている場合は、担保権の行使を行うものとする。
- (7) 信漁連は、「沿岸漁業改善資金事務委託契約書」第7条第2項の趣旨を踏まえ、県及び漁協と 連携しながら、当該延滞債権の保全及び取立てに関する必要な措置を、継続して適正に実施する ものとする。

第8 事業の変更等

- 1 借受者の責による場合
- (1)貸付申請後、貸付決定前にその内容につき変更が生じた場合(軽微な場合を除く)は、いった

ん貸付申請を取り下げさせた後、改めて変更後の内容に沿った新たな申請を行わせるものとする。

- (2) 既に資金の交付がなされた後であって、着工の前にその内容につき変更の必要が生じた場合にあっては、自主的に繰上償還を行わせた後に、新たに申請を行わせるものとする。
- (3)上記(1)又は(2)のほか、借受者につき次に掲げる事由に該当することが判明したときは、 期限前償還を求めるものとする。
 - ア 借受者が、貸付金を当該借受の使途以外に使用し、又は事業実施期間経過後長期にわたり使用しないとき。
 - イ 借受者が、県に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠った とき。
 - ウ 借受者につき、仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき。
 - エ 借受者が支払を停止し、若しくは手形交換所から取引停止処分を受けたとき又は清算に入ったとき。
 - オ 借受者が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
 - カ 借受者が県に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき。
 - キ 貸付対象機器等が、貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、 若しくは担保に供され、又は公用収用されたとき。
 - ク 借受者が、県の承諾を得ずに、担保として提供した資産を他人に譲渡し、若しくは賃貸し、 他の債務の担保に供し、又はその現状を変更する等の行為によりその価値を毀損したとき。
- 2 借受者の責によらない場合

借受者は、次に掲げる事由が生じた場合は、その都度知事に報告の上、必要な指示を受けなければならない。

- ア 保証人が死亡したとき。
- イ 借受者が法人以外の団体の場合において代表者の変更があったとき。
- ウ 設置した機器等が、不慮の事故、災害等により滅失又は毀損したとき。
- エ 設置した機器等に、製造者、施工業者等借受者以外の者の責により不具合が生じたとき。
- オ 担保として提供した資産の価値が、不慮の事故、災害等により滅失又は毀損したとき。
- 3 保証人又は担保の追加又は変更

保証人につき、上記1の(3)のウからカまで若しくは上記2のアに該当するに至った場合又は 知事が必要と認める場合は、当該時点での貸付残高に応じて第3の5により、新たな保証人又は担 保の追加又は変更の必要性を判断するものとする。

担保につき、上記2の才に該当するに至った場合も同様とする。

第9 事業の完了及び指導

- 1 事業実施報告書
- (1) 事業の完了後に貸付規程第10条第2項の規定により提出する事業実施報告書に添付する書面は次のとおりとする。
 - ア 領収書
 - イ 品目を列記した契約書、納品書、請求書の写し
 - ウ 通帳の写し(当該貸付けに係る資金の流れが分かるもの)
 - エ 漁船原簿謄本(貸付けに係る事業が、機関の換装又は漁船の取得の場合)
 - オ 延払契約書の写し(経費の支払を延払の方法にした場合)
 - カ 貸付規程第10条第3項及び第4項の書面(該当する場合)
 - キ 税務署の受付印が付された個人事業の開業等届出書の写し等個人事業を開業したことを証明 する書類(漁業経営開始資金の場合)

- (2)漁業経営開始資金を貸し付けた場合には、経営が当該借受者により確実に開始されたことを確認するため、事業実施報告書とは別に、当該資金を交付した年度の翌年度の3月15日を期限として、確定申告書の写し(税務署で受け付けられたことがわかるもので提出したもの全部)を当該借受者から徴するものとする。
- 2 完了時期の延期

借受者は、資金の交付を受けてから3か月以内(経営開始資金にあっては6か月以内)に当該資金の使用が完了しない場合は、当該期間経過前に貸付金使用完了延期願(別記様式第5号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。

この場合において、資金の交付を受けてから6か月以内(経営開始資金においては第1回の償還 日又は1年以内の日のいずれか早い日)にその使用が完了しないと認められる場合には、期限前償還を行わせるものとする。

- 3 現地確認調査
- (1) 知事は、事業実施報告書を受理したときは、該当地区の水産業普及指導員室に写しを送付するものとする。
- (2) 水産業普及指導員は、(1) の報告書を受理後、速やかに次の点に留意の上現地確認を行うとともに必要な指導を行うものとする。
 - ア 貸付けに係る機器、設備等が、事業実施報告書のとおり設置又は購入されていること。
 - イ 貸付けの目的に沿った使用がなされていること。
 - ウ 事業に係る書類が適切に保存されていること。
 - エ その他借用証書に記載された特約事項に違反していないこと。
- (3) 水産業普及指導員は、現地を確認した結果について、借受者調査書(別記様式第6号)により 写真を付して知事に報告するものとする。

附 則(平成24年3月30日23漁管第7557号) この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年11月30日24漁管第5391号) この要領は、平成24年12月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日25漁管第6840号) この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月27日28漁管第6073号) この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月25日1漁管第1482号) この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日2漁管第5565号) この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年5月9日6漁管第135号) この要領は、令和6年5月9日から施行する。